

平和の構築を考える

- 憲法第9条と自衛隊のあり方とは -

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」を聴いていただきまして、ありがとうございます。先週の「開倫塾の時間」では、広島・長崎の原爆記念日にちなみまして、安全保障のことについてお話をさせていただきました。安全保障には2つありまして、国家としての安全保障と、一人ひとりの人間に視点を置いた人間の安全保障という「ヒューマン・セキュリティ」という考えがあることをお話しさせていただきました。今日は、その最初のほうの国の安全保障について少しお話をさせていただきます。

2. 平和の構築を考える

(1) 8月15日をこれから迎えるわけですので、ぜひ皆さんも国の安全保障をどんなふうにと考えたらいいのかをぜひお考えいただければと思います。NHKスペシャル番組が8月15日夜の7時30分から11時30分に予定されており、その番組のディレクターの方から憲法第9条に対する議論をするのでアンケートをしてくださいという依頼がありました。参議院の憲法調査会の速記録で、私の発言内容をNHKのディレクターが御覧になったようです。私はそのアンケートに回答させていただきました。アンケートの内容は、非常によく考え抜かれたものでした。そのような優れた内容について考えさせていただき、私にとっても有難かったです。ぜひ、皆さんも一緒に考えていただければと思います。アンケートの内容は、現行の日本国憲法についてどんなふうにと考えているかというものでした。憲法改正について、安全保障についてのものでした。日本国憲法は、改正したほうがいいのか、改正しないほうがいいのか。私は、日本国憲法は改正したほうがいいのかと思います。理由は、日本国憲法は制定後60年もたちますので、憲法制定当時と現代とでは、時代的な背景がだいぶ変わってしまっているからです。憲法制定当時としては、日本国憲法は素晴らしい憲法だと思います。ただ、状況が非常に変わってしまいました。憲法を作った方々もまさか60年以上も使うとは思っていたわけではないと思います。他の多くの国々のように、現代の状況に合ったようないろいろな条文ももっともつけ加えなくてはいけないかもしれません。特に安全保障については、中国やロシア、北朝鮮など近隣の核保有国の軍事の状況が急激に変わっていますので、改正したほうがいいのかも条文もあります。

(2) 特に、第9条については、自衛隊というものは世界で第何番というようなすごい軍事力ですので、これを戦力ではないとなかなか言いにくいと思います。日本国の安全保障を担保する上で、やはり自衛隊というものは大切なものですから、憲法上で自衛隊というものを明確に認めるような形で書いたほうがいいのかと思います。第9条は改正したほうがいいのかと思います。

ただ、日本の戦後の歩(あゆ)みの中で、第 9 条が果たした役割についてどのように評価するかということですが、やはり私は高く評価したいと思います。第 9 条があったおかげです。国権の発動たる戦争と武力による威嚇(脅かし)、武力の行使を禁止したために、日本は外国に侵攻することがなかったのです。第 9 条のあったおかげで、平和国家としての姿を世界に示すことができましたと思います。また、日本国憲法で日本が平和国家であることを明確に示し続けたことで、世界の国々から高く評価されて、他の国も日本に攻めてくることがなかったわけです。これはやはり、第 9 条が日本の平和に果たした役割が高いというふうに思います。

(3)この日本国憲法の成立過程が問題となっています。連合国の総司令部 GHQ が作成した日本国憲法の草案を、日本側が受け入れて審議した経過があり、外国に押しつけられた憲法かどうかということが議論されています。私は、ある面では GHQ に押しつけられたとは言えますが、ポツダム宣言に受諾をした段階で大日本帝国憲法はそのまま日本国が運営できるとは誰も考えていませんでしたので、大日本帝国憲法のままでの国家運営は放棄したと考えられます。また、まがりなりにも憲法制定議会、つまり国会が開かれまして、審議は自由に行なわれたわけですから、半ば押しつけられたけれども、半ば日本国民の意思をも反映した中間的なものだと考えます。

(4)自衛隊については、自衛隊の存在は憲法違反であってなくすべきだという考えや、自衛隊は必要最小限度の戦力であって憲法違反に当たらないという考えもあります。私は、憲法第 9 条を改正して、自衛隊を真っ正面から軍隊として明記すべきだと考えます。これはなぜかというと、国の安全保障を担保するためには、国の状況に応じた軍隊は必要不可欠であると考えからです。今の自衛隊の装備は北東アジアのいろいろな状況の中で、日本の安全保障をする上で必要不可欠なものと考えます。戦後の歴史をふり返っても、現在の自衛隊に軍隊として、これから日本の安全保障を担当する役割を考えることは必要不可欠だと思いますので、第 9 条を改正して、軍隊として明記すべきだと考えます。自衛隊が中心となって、日本国以外の平和の構築も行ってほしいと考えます。PKO 活動、人道支援は行ってほしいと考えます。

3. おわりに

(1)他の世界各国と同様に、国家の緊急事態についても憲法で明確に規定すべきと考えます。憲法の明確な規定なしに、法律で国民の基本的人権を大幅に制約する国家緊急時の規定をしてはならないと考えるからです。

(2)今後、日米安全保障をさらに強化し、日本の安全保障をしっかりとすると同時に、NATO(北大西洋協力機構)ともパートナーとしての関係を強化すべきと考えます。上海条約機構とも関係を強化すべきです。アメリカ軍や韓国軍とだけでなく、中国軍、ロシア軍、できれば北朝鮮軍とも友好関係を深め、共同で軍事演習もすべきと考えます。

(3)戦争は猜疑心から始まります。心の中に平和の砦を築くというユネスコの基本理念をふまえながら、自衛隊は近隣諸国の軍隊とも友好関係を深め、軍事演習を積極的に行い、戦争状況を発生させない、共に国際テロと戦うことが大切と考えます。

- 2008年8月6日加筆 -